

PDF issue: 2025-12-05

韓国順天・楽安邑城における歴史的景観保全に関する研究: 文化財保護と都市計画の関連制度との関係に着目して

朴,延 山崎,寿一

(Citation)

日本建築学会計画系論文集,80(712):1273-1283

(Issue Date) 2015-06

(Resource Type) journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

https://hdl.handle.net/20.500.14094/90003085



韓国順天・楽安邑城における歴史的景観保全に関する研究

文化財保護と都市計画の関連制度との関係に着目して

A STUDY ON HISTORIC LANDSCAPE CONSERVATION AT NAGAN EUPSUNG IN SUNCHEON KOREA

Focusing on the relationship between cultural heritage protection and related system of urban planning

朴 延*, 山崎寿一**

Yon PARK and Juichi YAMAZAKI

Due to the modernization strategy of rural areas in South Korea, which is called 'Saemaul Movement' (since 1970), economy of rural development projects by the government have shown a success, however, the regional characteristics are being lost.

The main task is how to preserve the historical village landscape in the decreasing population. In this study, 'the implementation of Landscape conservation' of Nagan Eupsung from town planning view and 'the evolution and characteristics of town planning' by taking the cultural property protection as a case study, are clarified. The objectives are to analyze the 'the application of policy and planning' by the organization based on the relation between the cultural property protection and the town planning act.

Keywords: Nagan Eupsung, Historical Village, Landscape Conservation, Cultural Heritage Protection, Urban Planning 樂安邑城, 歷史的集落, 景観保全, 文化財保護, 都市計画

1. はじめに (研究の背景・目的・方法)

韓国全羅南道順天市に位置する「楽安邑城 t_1)・ t_2)歴史的集落 t_3 」である(写真 1 は楽安邑城を代表する景観)。

本稿では、韓国の歴史的集落を代表する楽安邑城を対象に、文化 財保護と都市計画の関連諸制度との関係に着目して、歴史的景観保 全の展開とその特徴について考察する。

韓国の歴史的集落(合計 8 箇所)は、文化財保護法 (1962 年制定)の重要民俗資料(7 箇所)^{注4)}・史跡(1 箇所)によって保護され、日本の文化財保護法における「重要伝統的建造物群保存地区」に相当する。日本と比較すると、韓国の農村地域では、朝鮮戦争による戦禍や 1970 年以降のセマウル運動 ^{注5)}をはじめとする農村近代化政策、農村整備によって、伝統的な集落景観の多くが失われた。その結果、歴史的な景観を維持する集落は極めて少ない。

筆者らは韓国の歴史的集落の景観保全研究を進めており^{注6}、本稿では楽安邑城を対象とした研究の第一報として、1970 年代以降の都市計画・文化財保護の展開を整理し、楽安邑城の歴史的景観保全の実態を明らかにしたい。ここでは、特に楽安邑城の歴史的景観の保全と整備が、文化財保護法だけではなく、都市計画法をはじめとする諸制度との連携(関係)によってどのようにして進められてきたかに着目して考察を進める。

研究方法として、2012 年 10 月に神戸大学山崎研究室で行った現地調査 (本調査) $^{1\pm7}$ 、2013 年・2014 年の補足調査の結果に基づいて分析を行う。主要な調査内容は、以下の通りである。



写真 1 楽安邑城の全景 (城壁の西南隅からの眺望。右側の上に伸びる道が 南側城壁の上の歩行者道、城壁の左側が藁葺民家が集積する集落内部) 2012 年 10 月筆者より撮影

- ① 順天市都市課の都市計画担当者から 1978・1985・2002・2009 年の都市計画図や都市計画調書などの行政資料を収集し、当時 の計画の考え方や社会状況についてインタビュー調査を行っ た(行政調査1-都市計画行政)。
- ② 順天市文化芸術課の文化財担当者から国(文化財庁)・市の行政 資料(歴史的集落環境の現状変更の許可基準・楽安邑城に関す る条例)を収集し、文化財保護法と諸制度との関係についてイ ンタビュー調査を行った(行政調査2-文化行政)。

^{*} 神戸大学大学院工学研究科建築学専攻 博士後期課程

^{**} 神戸大学大学院工学研究科建築学専攻 教授・博士(工学)

- ③ 楽安邑城の現地調査では、順天市楽安邑城管理事務所、 楽安邑城保存会での担当者・役員からの文化財保護、 景観整備、住民・行政による保存活動、住民組織・人 口・居住者動向、観光に関するインタビュー調査を行 い、統計資料を入手した。また、民家・土地利用の図 面採取と利用・維持・管理に関する実態調査、日常生 活、農業、商業に関する実態調査を行った(現地基本 調査)。
- ④ 特に管理事務所では、歴史的景観保全に関連する計画 行政、計画図の収集、行政と地元との関係、景観整備 事業の詳細(項目、費用の推移)についての資料収集 とインタビュー調査を重点的行った。歴史的集落の指 定以降の居住者の変化、建物利用の変化、民宿・店舗・ 観光文化施設の動向については、地元住民(保存会、 里役員)から情報を収集・整理し図表にまとめた(現 地詳細調査)。

2. 既往研究からみた本研究の位置づけ

2.1. 韓国文化財庁による調査研究の展開と関連研究動向

韓国の歴史的集落及び楽安邑城の保護に関する既往研究には、韓 国政府文化財庁による調査研究の他、地理学、社会学、建築学、都 市計画学、造園学をはじめ多岐の分野に渡る研究蓄積がある。

行政による楽安邑城の調査は、1973 年 12 月に韓国文化財管理局(文化財庁の前身)の文化財専門委員である張籌根・孟仁在・申榮勲らが行った総合調査が最初で、1978 年に重要家屋の個別調査、さらに、1982 年・83 年に詳細な集落調査が行われた。そして 1985 年に最も総合的な報告書として「楽安邑城民俗マウル細部現況総合調査報告書」²⁰⁾²¹⁾がまとめられている。この報告書は、現況編と計画編から構成されており、楽安邑城のその後の保護計画の基礎となっている。

韓国の研究者による研究として、1993年に金純一の研究「歴史的環境の保存に関する研究(韓国建築史学会)」⁸⁾では点的保存の文化財保存から面的保存である歴史的環境の保存への方向転換や文化財概念の拡大について報告している。

造園学分野(景観)において、姜東辰の2001年「持続可能な伝統的集落の維持と管理方法論の開発 - 韓国と日本の比較研究-(韓国造園学会)」⁹⁾では、歴史的集落を対象とした持続可能の発想が現れた。また、孫鏞勳による「安東河回村と日本白川荻町の歴史景観管理の比較研究、(日本語訳)」¹⁰⁾があり、日韓の歴史的景観の制度面での比較研究を行っている。

建築分野では、2007年に韓忠漢による博士論文「楽安邑城民俗マウルの住空間変容と保全に関する研究(日本語訳)」¹²⁾が発表されており、ハード面だけでなくソフト面である住民の生活空間での保全に関する研究が行われている。また、2008年には徐旺佑・韓三建による「国史跡邑城における城壁の復元と整備に関する考察」¹¹⁾で韓国における邑城(史跡)を対象として、復元や保存整備の動向と特徴・問題点を明らかにした研究が発表されている。

また、都市計画分野において、日韓における文化財保護と都市計画の関連制度に関する既往研究として、2011 年 2 月、Jang, Min-Young と Lee, Myeong-Hun による「文化財保全と都市計画の連

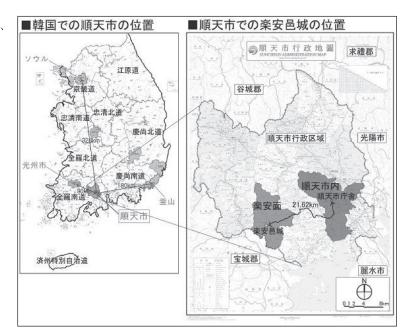


図1 楽安邑城の位置図 (※出典:順天市行政地図 2007)

携に通した歴史文化環境の管理法案の研究(日本語訳)」¹³⁾がある。韓国の文化財保護の捉え方として「文化財保護法」による文化財保護側面と「国土の計画及び利用に関する法律(2002年2月制定)」(以下、国土計画法と略己する)^{注8)}を中心とした都市計画側面の2つの要因があり、韓国の歴史的環境の保護は相違する管理主体と行政部署の間の弱い協力構造に問題点があることを指摘している。ソウルの鍾路区は主に都市計画によって管理されていることに問題があると指摘しており、総合的な行政システム・関連制度間の連携体系の構築を目指した歴史文化環境保全の総合的な管理手段が必要であることを指摘した研究である。

日本における研究として、地理学分野では、戦前の村山智順の「朝鮮の風水(1931)」をはじめ、楽安邑城を題材とした風水研究の研究蓄積がある。また、善生永助の「朝鮮の集落(1935)」では、朝鮮の集落の中で最も特色がある同族集落についての研究があった。

1980 年代後半以降、文化財としての保護指定以降の研究をみると、近年においても 1995 年に渋谷鎮明が発表した「朝鮮半島における地理観と集落の空間構成一風水地理説と儒教的秩序の影響を中心に一」 140など、楽安邑城集落内部の配置構成への風水地理説の影響について現代的考察を行っているものもある。建築学分野では、1999年に田中秀樹らによる「韓国楽安邑城村の住宅について(アジア文化圏の民家と集住形態に関する研究 22)」 150など、歴史的集落の住宅・集落研究がある。

楽安邑城及び韓国の歴史的集落を対象とする近年の研究は、まず 風水のモデルとしての研究があり、歴史的集落保全の研究が続いた。 その後、住宅、集落空間、景観に関する建築・造園分野の研究蓄積 がある。

本研究との関連では、住宅・集落の保全とランドスケープに着目した、姜と孫の研究 ⁹⁾¹⁰⁾、文化財保護と都市計画との関連に着目した Jang・Lee の研究 ¹³⁾などがある。これらの研究と比較すると、本研究は景観の保全に関わる他の諸要素(制度、計画、生業、土地利用の実態等)との関係に着目して景観保全の仕組みを究明するとい

う視点から研究を進めている点で独自性があると考えている。

2.2. 文化財調査と文化財保護行政の対応と課題

楽安邑城の場合、1973年~1978年まで文化財庁による調査結果が、 迅速に文化財保護行政に反映されているのが特徴で、1979年1月29 日に民家の9箇所が重要民俗資料に指定され建物単体を中心とした 「点的文化財保護」がスタートした (図 2・表 1 の①~⑨)。1983 年3月11日には当時の文化広報部の長官(現在の文化体育観光部、 日本の文部科学省の大臣に当たる) の巡視後、史跡指定の指示があ り、1983年6月14日に韓国初の歴史的集落(史跡302号)として 指定され「面的文化財保護」に発展した(図2・表1の⑩)。文化財 保護法による楽安邑城の文化財保護区域(以下は「保護区域」に記 す) の面積は 223,108 m²である。また、日本の環境物件に相当する 「碑石」や「樹木」が地方自治体(県レベル)の文化財指定にまで 拡大され、保全されている(図2・表1の⑪~⑬)。その碑石は楽安 邑城の城壁を築いた林慶業将軍を祭るための碑石であり、今に至る まで小正月にその行事が行われている。また、合計 15本の樹木(古 木)が道の文化財に指定された。特に集落の中心部にある(*印) が集落で最も重要な神木 (銀杏) であり、集落の安寧を願う祭事が 行われている場所である。

韓国文化財庁から指定された歴史的集落は、現在に至るまで史跡 1 箇所と重要民俗資料 7 箇所 (計 8 箇所)であり、文化財保護法に基づいた建物及び建物群のフィジカルな文化財保護が行われるようになった。しかし、2000 年代に入ってから文化財保護法による保護政策だけでなく都市計画法などの諸制度によるより厳しい保護政策が行われている。特に近年の都市計画制度^{注 9)} による用途地域・用途地区^{注 10)}・基盤施設からの景観保全の仕組みを明らかにすることには意義があると考えられる(表 2 参照)。

本稿では、上記のような日韓の既往研究の成果、歴史的集落の景 観保全をめぐる政策面での変化を踏まえて、韓国を代表とする歴史 的集落である楽安邑城の歴史的景観保全について、文化財保護法だ けではなく、都市計画法をはじめとする諸制度との連携(関係)や 制度面の総合的な視座から取り組むことにする。

3. 楽安邑城の概要

3.1. 歴史的特徴:韓国のマウル(集落)の類型と邑城

韓国建築歴史学会 10によると朝鮮時代のマウル (集落) の類型は 大きく3つ、「氏族集落(同族集落)」「各姓集落(邑城)」「特殊集落」 に分けられる。本研究の対象である楽安邑城は、多数の姓が混在し て共同体を構成し、官庁や商業の中心地である「各姓集落」である。

韓国建築歴史学会が示す「邑城」とは、地方行政官庁が所在し、 防衛を目的に築城された城壁であり、官庁と民家が混在して行政機 能と軍事的機能を兼ねる領域である。楽安邑城は、1397 年に外敵 (倭寇)による侵略から防衛するためにつくられた邑城集落である。

3.2. 楽安邑城の地理的・社会的特徴

韓国の南部海岸の中心に位置し、順天市の西側の楽安面東内里・南内里・西内里一円に位置する楽安邑城は、海が 6km の位置にあり、周辺 4 方が山に囲まれた内陸盆地の地形に位置している。また、順天市市内(楽安邑城の東側)まで約 22km の距離に位置している。楽安面全体をみると面積は約 6,180ha であり、19 個の法定里・35 個の行政里^{注 11)}によって構成されている。



図2 楽安邑城の文化財分布及び行政区域(2013年)

表1 楽安邑城の文化財の実態(2015年1月)

番号	指定区分	指定年度	指定年度	文化財名	分類
1	国家指定	重要民俗資料92号	1979.01.29	楽安城朴義俊家屋	民家
2	国家指定	重要民俗資料93号	1979.01.29	楽安城梁圭喆家屋	民家
3	国家指定	重要民俗資料94号	1979.01.29	楽安城李漢皓家屋	民家
4	国家指定	重要民俗資料95号	1979.01.29	楽安城金大子家屋	民家
(5)	国家指定	重要民俗資料96号	1979.01.29	楽安城朱斗烈家屋	民家
6	国家指定	重要民俗資料97号	1979.01.29	楽安城崔昌羽家屋	民家
7	国家指定	重要民俗資料98号	1979.01.29	楽安城崔善準家屋	民家
8	国家指定	重要民俗資料99号	1979.01.29	楽安城金小兒家屋	民家
9	国家指定	重要民俗資料100号	1979.01.29	楽安城郭烔斗家屋	民家
10	国家指定	史跡302号	1983.06.14	順天楽安邑城	城壁·集落
11)	道(県)文化財	全羅南道文化財資料47号	1984. 02. 29	林慶業将軍碑閣	碑石
12	道(県)文化財	全羅南道有形文化財170号	1990. 02. 24	楽安客舎	官庁
(13)	道(県)文化財	全羅道道記念物133号	1990. 12. 05	古木(15本)	樹木

※出典:韓国文化財庁ホームページ (URL:http://www.cha.go.kr/)に基づいて筆者が再整理

集落形態からみると一つの集落にみえるが、実際には3つの集落 (東内里・南内里・西内里)で構成されている(図2参照)。1899 年の楽安邑誌^{注12)}の記録によると、19世紀から東内里・南内里・西 内里で構成されていることが分かる。また、当時3つの行政里戸数 は115戸、人口は481人(男:285人・女:196人)であった。ち なみに2012年8月時点の住民統計によると、人口は288人(120世 帯)であり、文化財指定直後の820人(199世帯)と比較して約1/3 に減少している。また、60歳以上が人口の7割以上を占めているな ど高齢化が進んでいる。

また、順天市と韓国民俗学会の行政レポート「楽安邑城の暮らしと知恵(日本語訳)2011 年 2 月」に楽安邑城住民の職業の割合が示されている。農業が 76%、商業 12%、一般勤め人(公務員・会社員)が 7%、その他 5%であり、農業が 3/4 以上を占めているなど歴史的集落でありながら「農村集落」である。

観光客は、毎年約 100 万人が訪れるなど韓国の歴史的集落の中ではトップクラスの観光地でもある。

楽安邑城は、全羅南道の地方中核都市である順天市の農村地域の 中心地区であり、朝鮮時代に建設された城壁をもち、風水説に基づ いて形成された歴史的集落である。地域の中心地区、農業地域、観 光地としての特徴をもっている。

3.3. 楽安邑城における土地利用の特徴

楽安邑城の空間構成・土地利用構成に関して、図3 (2013 年の楽安邑城の土地利用の実態) に具体的な土地利用の実態 を示した。その内容は以下である。

2013年9月現地調査で楽安邑城の土地利用の実態を明らかにし、観光地として大きな特徴を確認することができた。1983年文化財指定以前は東西の中心道路の沿道に「商業施設」と「公共施設」が立地していた。その他の場所では、ほとんどが民家であった。

しかし、現在は歴史的集落として集落の中心部に食堂および商店が建設され、北側に主要建築物(客舎・東軒など)の復元が行われた。民家は民宿(36世帯)として活用され農業以外の住民の収入源としての役割を果たしている。また、西内里は行政が土地と家屋を買い取り、体験場(12箇所)として活用しており、民俗芸能などの職人を雇っている。さらに、空き地は「畑」として住民に無償で貸し、農地としての景観を維持していることや、一部は広場として観光客の休憩を取る場所としての仕組みになっている(図3参照)。

また、筆者らがすでに発表した「2014年度都市計画学会論 文:韓国歴史的集落・順天楽安邑城における土地利用の変遷 と環境整備 一邑城・里の伝統的空間構造と保存指定後の変 容・管理実態に着目して一(参考文献1)」で具体的に土地利 用・土地所有と空間構成の内容を示しており、本稿では必要 な項目を示した。

2012年10月楽安邑城管理事務所の担当者により得られた「楽安邑城復元現況 (2012年)」では屋根材料の現況を示している。屋根材料別に分けると、藁葺293棟・瓦葺18棟・スレート葺1棟であり(合計312棟)、約94%が藁葺で構成されている。その内、民家は218棟(藁葺217棟・スレート1棟)であり、瓦葺18棟は官庁・管理棟として使われている。

さらに、楽安邑城は韓国8つの歴史的集落の中で唯一都市計画地域内に含まれており、都市計画(用途地域・用途地区)による歴史的集落保護の役割を果たしている歴史的集落である(表2参照)。このような性格をもつ楽安邑城の歴史的景観の保全の課題は、文化財保護という範疇だけで対応できるものではない。その点に留意して景観保全に取り組む視点が必要である。

4. 都市計画の変遷からみた楽安邑城

4.1. 本章における問題意識と視点

近年(2000年代から)、「文化的景観」を意識したソフト面(生業・文化)の側面まで含む文化財保護の仕組みに発展しているものの、文化財保護の側面だけでは保護区域内を中心とした保護に留まっており、このような点に問題意識を置いて研究を進めている。

都市計画の側面では、文化財と周辺都市環境を共にコントロール する「用途地域」・「用途地区制」などがあり、これからの文化財(本 稿では歴史的集落)の保護を考える際に、このような視点を取り入 れる必要があると考える。

その具体的な例として、2010年韓国国土交通部(日本の国土交通

表 2 文化財保護側面と都市計画側面で分類した韓国の歴史的集落(2014)

番号 (指定順)	名称	住所	指定名称/ 指定年度	人口/世帯	文化財保護		都市計画	備考	
1	順天	全羅南道順天市	史跡_	232	文化財保護区域 (233, 108㎡)	用途地域	第1種 一般住居地域	. 都市計画 区域	
	楽安邑城	楽安面東·西· 南内里	第302号 1983. 06. 14	90	邑城集落	用途地区	文化資源保存地区 (歴史文化環境保 存地区)		
(2)	安東	慶尚北道 安東市	重要民俗資料 第122号	257	文化財保護区域 (7,200,660㎡)	用途地域	自然環境保全地域	非都市計画 区域 ※世界遺産・ 歴史的集落	
٧	河回村	豊川面河回里	1984. 01. 14	127	同族集落	用途地区	-		
3	③ 済州 城邑村	済州道 西歸浦市	重要民俗資料 第188号	1291	文化財保護区域 (794, 213㎡)	用途地域	計画管理地域	非都市計画	
9		表善面城邑里	1984. 12. 24	506	邑城集落	用途地区	自然集落地区	区域	
(4)	④ 慶州 良洞村	慶尚北道 慶州市	重要民俗資料 第189号	374	文化財保護区域 (969,115㎡)	用途地域	計画管理地域	非都市計画 区域 ※世界遺産・	
		江東面良洞里	1984. 12. 24	133	同族集落	用途地区	文化資源保存地区	歴史的集落	
(5)	高城	江原道 高城郡	重要民俗資料 第235号	108	文化財保護区域 (180,742㎡)	用途地域	自然環境保全地域	非都市計画	
9	旺谷村	竹旺面五峰里	2000. 01. 07	43	同族集落	用途地区	_	区域	
6	牙山	忠清南道 牙山市	重要民俗資料 第236号	177	文化財保護区域 (198, 194㎡)	用途地域	計画管理地域	非都市計画	
•	外巖村	松岳面外岩里	2000. 01. 07	54	同族集落	用途地区	-	区域	
(7)	星州	慶尚北道 星州郡	重要民俗資料 第255号 2007.12.31	185	文化財保護区域 (201,727㎡)	用途地域	計画管理地域	非都市計画	
	ハンゲ村	月恒面大山里ハンゲマウル		86	同族集落	用途地区	_	区域	
(8)	榮州 ムソム村	慶尚北道 榮州市文珠面	重要民俗資料 第278号	49	文化財保護区域 (669,193㎡)	用途地域	計画管理地域 (保全管理地域)	非都市計画	
•		伐賜里一円	2013. 08. 23	_	同族集落	用途地区	_	区域	

※出典:文化財保護側面は韓国文化財庁 HP より、都市計画側面は韓国国土 交通部(日本の国土交通省)の土地利用規制情報サービスHPに基づいて作成。

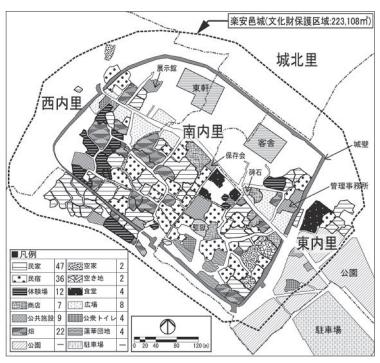
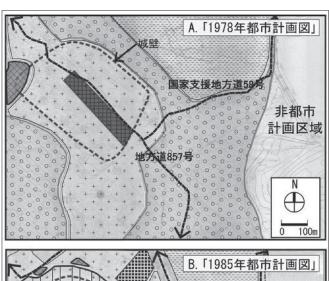


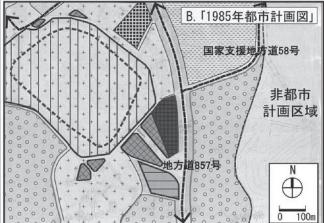
図3 楽安邑城における土地利用の実態(2013年) ※出典:2013年9月の現地調査に基づいて作成

省に相当)により、「文化財保護法」の現状変更許可対象区域と「国土計画法」の用途地区である文化資源保存地区が、2010年から新たな用途地区である「歴史文化環境保存地区」に統合されるなど、文化財の周辺環境の管理システムを一元化した新たな動きがみられた注13)。

楽安邑城でもこれに対応して、文化財保護法としての「歴史文化環境保存地域(2010年新設)」に指定されるなど、都市計画側面と文化財保護側面の関係から、歴史的集落保護の重要なモデルになる敷地であると考える。また、2013年1月に世界遺産暫定目録に登録されるなど今後、世界遺産登録を意識した広域的な単位としての歴史文化環境の管理を目指していることが分かった注4)。

以下では(4.2節、4.3節、4.4.節)、順天市によって行われた(計





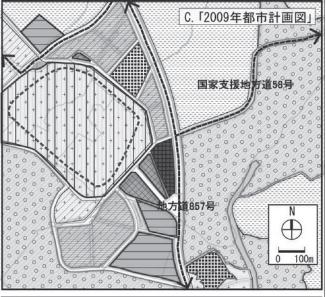




図4 1978・1985・2009 年の都市計画の比較からみた楽安邑城と 周辺の用途地域の変遷

※出典:2012 年 10 月に順天市都市課都市計画担当者から得られた 都市計画図に加筆

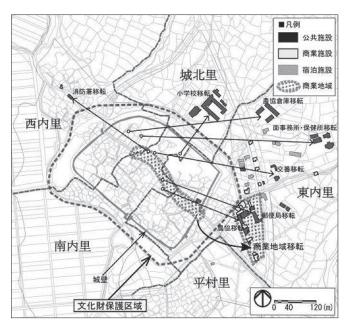


図5 楽安邑城の公共施設および商業地域移転の実態 (2013) ※出典:2009年の順天市楽安面の行政地図に加筆

4回:1978・1985・2002・2009年)楽安面の都市計画(用途地域・用途地区・基盤施設)がどのように変遷し、どのような当時の考え方や特徴があったのかについて各都市計画図(図4・図6)による変遷の実態と具体的な数値と特徴を表3にまとめた。また、4.5節で国土計画法の下位法である農地法による農業振興からみた景観保全について考察する。

4.2. 1978 年度の楽安邑城の都市計画

1978年の都市計画(図4のA)は、近代化を推進したセマウル運動の考え方が反映されている。ここでは、中心地区の商業地の整備と地区の中央の道路整備、広域の道路網(図4参照:地方道857号・国家支援地方道注15)58号)の建設が計画の主眼になっている、面所在地(中心集落)の都市整備である。

具体的には、楽安邑城内は都市計画の用途地域制によって「住居地域」に指定されている。城壁内の中心部に「商業地域」が指定されているなど、一般的な面所在地としての中心集落である。この図は整備及びゾーニング・色分けが描かれている。また、城壁の南側は「生産緑地地域」として主に米を生産しており注160、城壁の北側は「自然緑地地域」として山林を保護していた。

特に、生産緑地地域は日本にはみられない用途地域である。韓国の緑地地域指定の目的は農地の保全および山林の保護・保健衛生・保安と都市の乱開発を防ぐためである^{注17)}。

4.3. 1985 年度の楽安邑城の都市計画

1978年の用途地域が大きく転換するのが 1985年の都市計画(図4のB)である。1983年に楽安邑城が文化財(史跡)に指定され、主要施設移転計画が行われた。

国の文化財指定以降、その影響による都市計画の変化もみられ、 1978年の一般的な中心集落としての都市計画と違いがある、歴史的 集落(文化財)を意識した1985年楽安面の都市計画が計画された。

また、文化財指定や都市計画区域指定以降の 1986 年から 1990 年 には、楽安邑城内に存在していた現代的な公共施設、面事務所(町 役場)・保健所・農協事務所及び倉庫(1987 年移転)、予備軍本部(1988

表 3 楽安邑城の都市計画の変遷 (1978・1985・2002年以降)

指定内容 年度別分析		·	用途地	域 (単	位:mi)			用途地区	(単位: m³)		基盤施設(単位	 立:㎡)	
		住居地域	商業地域	工業地 域	生産緑地	緑地地域 自然緑地	保全緑地	保存地区	高度地区	公園	駐車場	広場	道路
	有無	0	0	×	0	0	×	×	×	0	×	0	
	面積	315, 000 25, 000	^	701, 000 886, 000	,	^	26, 800	×	490	・城壁内に主			
1978 分析 内容		「住居地域」は楽安邑城の城壁内とその周辺に分布 ・「商業地域」は城壁内の主道路に接して計画されている ⇒一般的な「中心集落」の都市整備 ・生産緑地地域は城壁の南に分布(水田で米を生産) ・自然緑地地域は城壁の水に分布(山林保護の役割をはじめた) ※楽安面の都市計画区域(用途地域)の総面積は1,927,000㎡						側(西) ※未計画の状態 ・住民の		・公園は城壁内の西側(西内理)に位置 している ・住民のための公園 が計画されていた	※未計画の状態	・楽安面南内 里に位置	幹線道路であ る「地方道 (857号)」が 貫通している こと
	有無面積	O 455, 000	O 17 000	×	O 520, 000	O 935, 000	×	O 222, 600	×	O 20, 500	O 12, 400	O 3, 320	・城壁内を貫
1985 分	分析内容	- 城北里まで住居地域の拡大指定 - 商業地域が城壁外の東内里に移転。また、商業地域を中心に商圏を形成し、主幹線道路周辺に新しく商業地域を計画する ・住居地域の拡大のため業安邑城の東にあった生産緑地地域は減少 ※1978年の用途地域と1985年の用途地域の面積は変わりなし						・民俗村の文化 資源を保存する ために計画され た用途地財区 ・文と重なること が特徴	※未計画の状態	・楽安邑城周辺(東 内里・南内里)に観 光地計画に伴い近隣	・東内里に観光 地計画に伴い駐 車場新設	・観光地計画に伴び通広場で、西内里に美観広場を計画を計画	通していた 「地方道857 号」を城北里 に住民生活の たけが 拡大
	区分 有無	第1種 第2種	0	×	0	0	0	0	0	0	0	0	
	面積	516, 260 158, 010	50, 440		1, 596, 790	6, 139, 720	2, 780, 780	222, 600	252, 260	20, 420	24, 800	12, 550	・都市計画区 域の拡大によ
	内容	・既定の一般住居途地 般住居と地域に用途地域・ ・楽・日本の域に周辺(里) ・大た地域の変をする ・農地の面の域のの都が ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	域細分 (内里)の商 に商業地域 に農業振興 (区域1,927,	業地域(指定 地域(:	の面積は変化 生産緑地) と 11,242,000	と と と し て 指定 ば (約6倍割	広大)、都	・保存地区から 「民俗村文化資 源保存地区」と して細分化され た			・西内里に楽客誘なののという。 一色域のものでは光必確しまびを報いませまがいませい。 かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ	・観光客のた めの広場拡大 ・円満な交通 処理のため増 設	域の の路 が の路 が の形 が の形 が の形 が の形 が の形 の の の の の の の の の の の の の

※出典:「楽安面の都市計画図 (1978・1985・2002・2009)」や「昇州郡による楽安都市計画決定および地籍告示承認調書 (1978)」、「順天市による楽安都市計画再整備 (2002) に基づいて作成

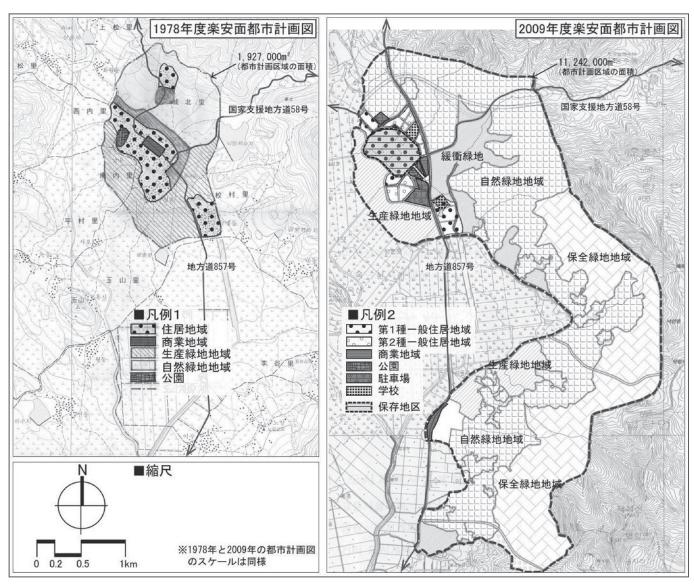


図 6 楽安面の都市計画区域・用途地域の変遷 (※出典:楽安面の都市計画図 1978・2009 に基づいて作成)

年移転)、楽安邑城管理事務所(1989年移転)、楽安小学校(1990年移転)などが保護区域から約300m内に撤去・移転された。また、ほぼ同時期(1985年~1990年)に住宅や商店も撤去し保護区域外(周辺300m以内)に移転された実態がある(図5参照)。

実際、1986~1990年までの施設移転に関しては、主に韓国文化財庁(文化財保護法)により歴史的集落の「復元」を目的とした公共施設・商業施設が移転されたものである(参考文献20:楽安邑城民俗マウル細部現況総合調査報告書-第1巻現況調査分析および計画案-参照)。当時、楽安邑城における都市計画による市街地開発事業はなかった。公共施設は行政側が、個人所有物(住宅および商店など)は個人が、支援金により移転した注18)。

また、1985年頃当時の時代的状況(全斗煥大統領時代はある程度の絶対的権力を行使した時代を意味)を考慮した場合に、集団移転した理由は「文化財保護としての国家施策」により移転されたものである。また、移転・撤去した住民に支援金を与え一定区域内の場所を探して移住するように誘導した。

このように、1983 年文化財保護法による移転計画が行われ、それに伴い 1985 年楽安面の都市計画が対応して、1986 年から 1990 年まで城壁の内側にあった現代的な「商業地域」が城壁の外側(東側)に移転された。また、小学校や面事務所(日本の町役場)のような公共施設も城壁外に移転された。また、観光地化に伴い都市計画の基盤施設である、「公園」・「駐車場」・「広場」が計画され、文化財保護区域内の現代的要素を分離したことが特徴である。

城壁内やその周辺の現代的家屋が城壁の北側の「住居地域」に撤去・移転された。さらに、住居地域の中に城壁内とその周辺(50m内まで)が都市計画制度の用途地区の「保存地区」に指定された。この保存地区は文化財保護区域と全く同じ範囲で重複しているなど、より厳しい規製になっていることが特徴である。それを裏付ける制度として、文化財保護法(2014年1月28日改定)、第11章(補則)・第87条(他法律との関係)・第3項によると、国家指定文化財また市・道指定文化財に指定された、保護物または保護区域に指定・告示された地域が「国土の計画及び利用に関する法律」第6条第1号による都市地域に属する場合に同法第37条第1項第6号(用途地区)による保存地区に指定・告示されたものとみる。

これらの内容は、韓国の歴史的集落の中で都市計画による土地利 用規制が文化財保護の役割を果たしたと考えられる。

4.4. 2002 年度以降の楽安邑城の都市計画

2009 年の都市計画図(図 4 の $C \cdot 図$ 6)をみると、1985 年の都市計画図との差異は、楽安面の都市計画区域が従来の 1,927,000 m^2 から 11,242,000 m^2 まで約 6 倍に拡大したことである。その理由として、2013 年 9 月に順天市都市課の都市計画担当者の聞き取り調査によると、都市計画区域の拡大は市街地の発展方向の考慮および地価上昇などを期待した住民要求の反映であることが分かった。

また、既定の一般住居地域を楽安邑城との連携性を考慮して「第 1種・第2種一般住居地域^{注19)}」に用途地域が細分化された。楽安 邑城の城内は第1種に、城外の住居地域は第2種一般住居地域に決 定された(2002年3月)。

用途地区では、楽安邑城城壁(高さ 6.3m)と既存建築物及び周辺地域との調和を考慮し、高度制限の規準を定めているなど、より具体的な厳しい文化財保護および景観保全の役割とした都市計画が

行われている。

高度制限の範囲と制限値等に関して、高度制限の範囲は 2002 年以降の都市計画 (用途地区) による保存地区外 (保護区域外) の住居地域 (図4の2009年都市計画図:第1種・第2種一般住居地域) であり、面積は252,260㎡である。具体的な制限値の内容は、表3の2002年(以降)の用途地区の高度地区欄に示している。

さらに、「駐車場」・「広場」の拡大が計画されるなど文化財を保護すると同時に観光地としての基盤施設の整備がみられた。

4.5. 農業振興からみた楽安邑城の景観保全

表3(楽安邑城の都市計画の変遷)に示すように、1978年から都市計画区域内に用途地域の「生産緑地地域」が設けられた。その生産緑地地域は、楽安邑城の南側に分布しており(図6参照)、主に米や麦など農業生産のため、開発が防止されている。

また、図6をみると都市計画区域外(生産緑地地域の南側)でも水田の記号を確認することができる。都市計画区域内の生産緑地地域と都市計画区域外の管理地域・農林地域の一部農地が、農地法による「農業振興地域(農地法第31条:1992年12月から試行)」に指定された。その農業振興地域は、現状変更が不可能である絶対農地¹²²⁰として厳しく農地を守る国の政策であり、楽安邑城周辺の農地減少を防ぐ機能を果たしている。

このように、1978年から、農地の保全を原則に都市地域は「生産緑地地域(都市計画法)」が指定され、楽安邑城が都市計画という意味で乱開発されなかったこと。また、都市地域外の農林地域や管理地域の農地を「農業振興地域」が農地法(国土計画法の下位法)により補完・サポートされる仕組みになっているなど、農地の転用を防ぐと共に農村集落としての景観が保全されていることが分かった。

さらに、近年法制度と共に周辺農地を活かした、「生業」からの景観保全がみられた(周辺農地の保全と景観的意味)。2012年10月に実施した楽安邑城東内里の元里長(日本の村長)とのヒアリング調査によると、楽安邑城周辺の農地(水田)からの収穫後、残った藁を利用し楽安邑城の藁葺の吹き替えに使用し、1~2年ごとに葺き替え事業が行われている(日本の茅葺と比べて比較的に耐久性が落ちる)。また、予算のほとんどを行政が負担していることが分かった。

具体的に、楽安邑城の住民の内、農地を所有し収穫がある住民の場合、収穫後の藁を利用し、自分の家(藁葺)の吹き替え事業に使うため、行政による藁葺吹き替えの支援金は直接な収入につながると言える(収穫がない世帯の場合、楽安面の隣の別良面などで藁を購入する仕組みになっている)。このように、周辺の農地を守ることは、都市計画的に乱開発を防ぐことが可能になると共に営み(農業)の実態が景観保全と関係があることが分かった。

5. 楽安邑城の保護政策の展開:都市計画との関係からみた楽安邑城の文化財保護(周辺環境との関係)

2004年8月に文化財庁の史跡課によって作成された「国家指定文化財(保護物・保護区域を含む)周辺現状変更許可事務、市・道委任事項」によると(表4参照)、具体的な区域の名称・建物の構造・屋根材料の種類・用途制限・高度制限などが定められ新たな基準が示された。それに対応して、楽安邑城の「現状変更処理基準図面(図7)」が作成され、文化財保護区域の境界から周辺500m内までの範囲を対象に保護整備案が計画された。

これらが策定された経緯として、地方自治体レベルの順天市楽安面の都市計画(表3参照)による高度制限(用途地区)・用途制限(用途地域)が適用されている。このように、地方自治体レベルの「都市計画」で規定される基準が、国レベルの「現状変更」に一部が採用され、具体的な許可基準に発展するなど役割分担が行われている。

その事例として、表 3: 楽安邑城の都市計画の変遷(都市計画側面)と表 4: 楽安邑城の現状変更の許可基準(文化財保護側面)との関係では、特に高度制限に注目する必要がある。表 3 の 2002 年以降の用途地区である高度地区を指定しており、楽安邑城の城郭 6.3m を基準に、楽安邑城周辺の B (商業地域)・D (戸建住宅)・E (戸建住宅)・F (6~8: 戸建住宅)ブロックは単層 6.2m 以下を目指している。また、商業地域や戸建住宅などの用途を示している。C ブロックの場合、行政の博物館・美術館に限っては 7.9m 以下までが可能であるが、これらも伝統韓屋形式を守るようにしている。さらに、F-5 ブロックは、公共施設(面事務所・保健所など)が位置しており、今後長期的な観点から商業地域として造成予定地域であり、7.9m 以下の高度制限になっている。F-1~4 ブロックは主に農業地であるため具体的な高度制限にはなってない。

用途制限の内容として、表 4のブロック A(文化財保護区域)では、構造は土壁・木造で住宅用途の伝統的藁葺にすることや既存の規模内では改修が可能であるものの新築は不可である。その他ブロック $(B \cdot C \cdot D \cdot E \cdot F)$ はブロック A より制限は緩和されているものの住居および商業区域の再整備計画や農業地域についての具体的な計画がなされている。

2000 年代に入り、乱開発が社会的問題になり、韓国政府は「先計画」・「後開発」という政策を目標とし、既存の都市計画法(1962年1月20日制定)と国土利用管理法(1972年12月30日制定)が統合された。その統合された「国土計画法」が2002年2月4日に制定され、第99条第3項には、「文化財保護法による国家指定文化財または市・道指定文化財に指定されたものやその保護物または保護区域に指定・告示された地域が都市地域(用途地域)に属している場合は同法第37条第1項第1号による保存地区(用途地区)に指定されたものとみる」という内容が記述されている。楽安邑城は韓国の8つの歴史的集落の中で唯一の事例地であり、「文化財保護法」と「国土計画法」は密接な関係があると言える^{注21)}。

2012 年 11 月に行った順天市の文化芸術課文化財担当者への 関き取り調査では、周辺地域までの保護の拡大は世界遺産登録 を意識しており、文化財保護区域だけでなく、周辺地域まで整 備する考え方があることが分かった。

また、2010年2月4日に改正された文化財保護法(1962年制定)の第3章「文化財保護の基盤造成」の第13条「歴史文化環境保存地域の保護」3項では、「歴史文化環境保存地域の範囲は該当指定文化財の歴史的・芸術的・学問的・景観的価値とその周辺環境およびその他の文化財保護に必要な事項などを考慮し、その外郭境界から500m内にする」という内容が記述されている。文化財保護区域だけでなくバッファーゾーンとして周辺の歴史文化環境まで保護するという内容に改定された。

さらに、2012年10月に楽安邑城の管理事務所の担当者によ

り得られた行政資料の「楽安邑城の一般現況 (2012)」では、2011 年3月11日には世界遺産暫定目録に登載され、楽安邑城の周辺環境 および現代的な商業地域の再整備など「都市計画」の側面で周辺の 環境造成の必要があることが示されている。このように、地方自治 団体にまで拡大され、順天市による「順天市楽安邑城管理運営条例 (2005年10月制定)」にも歴史的景観保存および造成のための周辺 地域 (500m 内)整備事業の内容と事業費を規則として定めており、

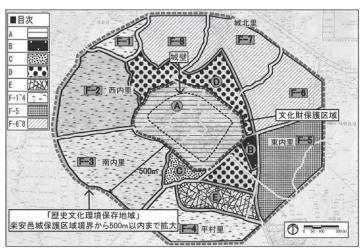


図7 楽安邑城の文化財保護区域の境界から 500m 以内までの周辺整備 ※出典: 2012 年 11 月に順天市文化芸術課文化財担当者から得られた「状 処理基準図面 (2004 年)」に加筆

表 4 楽安邑城の現状変更の許可基準 (2004年8月)

区分 (ブロック)	名称	構造	屋根材料	用途制限 (可能用途)	高度制限	備考		
A	文化財 指定区域	土壁、木造	伝統的	・伝統的薬薬(住宅)	-	・既存住宅の規模 内では改修および 補修は可能・新築 は不可		
В	商業区域 (准伝統韓 屋区域)	土壁、木 造、組積 式、鉄筋コ ンクリート	韓屋 (藁葺·瓦葺)	・戸建住宅 ・近隣生活施設(スー パー、日常品店、美食 に、事務所、ランドリ ーなど)	単層6.2m 以下	-		
С	文化施設及 び文化体験 区域	土壁、木造	韓屋 (藁葺·瓦葺)	·博物館施設 ·美術館、科学館、記 念館	7.9m以下 (但し、 伝統韓屋 形式に限 る)	・案件別に文化財庁に審議		
D	住居及び近 隣生活区域 I	土壁、木 造、組積式	韓屋 (藁葺·瓦葺)	・戸建住宅 ・近隣生活施設(スー パー、美容室、飲食 店、ランドリーなど)	単層6.2m 以下	・住居地形成地域で あり、既存建物の構 造、屋根伏、高度を 限度内に変更可能		
Е	住居及び近 隣生活区域 Ⅱ	土壁、木 造、組積 式、鉄筋コ ンクリート	韓屋 (藁葺·瓦葺)	・戸建住宅 ・近隣生活施設(スー パー、美容室、飲食 店、ランドリーなど)	単層6.2m 以下	・住居地形成地域で あり、既存建物の構 造、屋根伏、高度を 限度内に変更可能		
F-1~4		土壁、木 造、組積 式、鉄筋コ ンクリート	韓屋 (藁葺·瓦葺)	・戸建住宅	ı	・既存建物の改修・ 補修のみを許容しつ つ現状体に保存		
F-5	その他 (准伝統韓 屋以外の区 域)		韓屋 (藁葺·瓦葺)	・ 戸鍵住宅 ・ 近隣 住宅 ・ 近隣 住宅 ・ 近隣 日常 活施設 (スータ に の に の に の に の で に の で に の で に の で に の で に の で に の で に の に の	7.9m以下	・長期的商業地域造成予細財産 成予細財産 ・確定 ・商産業地域であるたい が、 ・ののでである。 ・ののでは、 ・ののでである。 ・ののでである。 ・ののでは、 ・のでは、 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。		
F-6~8		土壁、木 造、組積 式、鉄筋コ ンクリート	韓屋 (藁葺·瓦葺)	・戸建住宅 ・近隣生活施設(スー パー、日常品店、美食 室、医院系所、ランドリ ーなど)	単層6.2m 以下	・水田、畑で形成された地域であり、戸建住宅・小規模の近隣生活施設に変更可能		
共通事項	■許可基準 ・屋根伏は曲線型(薬葺の屋根)にする。瓦葺の場合、関係専門家3人以上の環境影響評価を 受ける ・建物外観(壁、窓、屋根伏)は三原色(赤・黄・青)の使用は止揚し、楽安邑城の周辺景観							

・屋根灰は田線空(桑貴の屋板)にする。丸貴の場合、関係専門家3人以上の環境影響評価を 受ける ・建物外観(壁、窓、屋根伏)は三原色(赤・黄・青)の使用は止揚し、楽安邑城の周辺景観 と調和させる ・建物の新築・改築・再建築の際に台地面積の10%以上の緑地空間を確保し、伝統樹木を植栽

※出典:文化財庁、国家指定文化財周辺の現状変更許可事務市・道委任事項(2004年8月)に基づいて作成

2013年1月1日から施行されている。

これらの動きから、2000 年代以降は文化財保護法だけでなく、都市計画制度や地方自治団体による条例など制度間の関係があることが明らかになった。

6. まとめ

6.1. 都市計画による文化財保護の特徴

「1978 年度の都市計画」によると面所在地の都市整備計画であることが分かる。集落の中心が商業地域に計画されているなど、一般的な中心集落(面所在地)としての道路整備・ゾーニングや色分けが描かれていた。それが大転換するのが「1985 年度の都市計画」である。当時の考え方として国の文化財(歴史的集落)としての復元整備が主に行われた。1985 年の都市計画図をみると歴史的集落を保護すると同時に観光資源化するための都市計画でのアクションプランに対応しており、保存と復元が中心となったシステムになっていることが特徴である。

さらに、「2002 年度以降の都市計画」では、既存の文化財保護法による保護区域(城壁から 50m 以内まで)から、都市計画制度との関係から保護区域の外郭から 500m 内まで拡大された。また、用途地域(住居地域・緑地地域)の細分化や用途地区の具体化(高度制限や基盤施設の活用など)が特徴である。その具体的な都市計画による文化財保護の実態及び特徴は以下のものである。

- ① 商業地域の移転・変更によって現代的商業施設の制限や歴史的 集落の景観保全を行った点。
- ② 集落内を貫通していた幹線道路(地方道 857 号)を移転・変更 させ、現代的要素を防いだ点。
- ③ 用途地区による保存地区・高度地区指定による建築制限・高度 制限を行い、歴史的集落環境の景観を確保した点。
- ④ 基盤施設である駐車場・公園・広場計画により観光地としての 役割を果たした点。
- ⑤ 生産緑地地域を指定することで農地の確保、乱開発の防止、新 規建築物の制限などの役割を果たした。

6.2. 制度及び計画の対応

本研究では、都市計画と文化財保護の観点から歴史的集落の景観保全に関する検討を行った結果、国土都市計画・農業振興にも相互に関係して景観保全が行われており、「文化財保護法」だけでなく、「都市計画」・「農地法(農業振興地域)」との関係から土地利用規制の複合規制により厳しく景観が守られている。また、ひとつの分野では不足しているところを補い、楽安邑城(文化財保護区域)と周辺環境まで保護しようとする仕組みになっており、これらは評価できるものであると考える。

さらに、2004年から世界遺産を目標とした整備計画が立てられ、 それに対応する整備を行おうとしている。その内容として、楽安邑 城の現状変更処理基準が策定され、保護区域の境界から 500m 内ま での保護の仕組みによって、都市計画と文化財保護のゾーニングが 関係していることが分かった。

このように、文化財保護法による保護区域だけを保護するのは無理があり、都市計画制度による土地利用規制と絡んで周辺環境を含んだ景観整備の展開が明らかになった。

6.3. 今後の課題

1983 年史跡指定以降から現在に至るまで(約30年間)の楽安邑 城の歴史環境整備ついて、2012年10月に楽安邑城管理事務所の担当者により得られた行政レポート「楽安邑城復元現況(2012)」によると、1984年から2012年までの楽安邑城の復元及び環境整備の事業費注22)は271億ウォン(約27億円)であり、2012年まで70件の事業が行われた。国費が190億ウォンであり、地方自治団体である道(県)からは24億ウォン、順天市からは57億ウォンの事業費を出している。

歴史的集落の環境整備は、城壁の整備、伝統的民家の保存、一般 的民家の撤去・民家の復元、城壁内のオープンスペースの整備など に関わる事業によって進められ、観光や農業振興のための整備も同 時に進められてきた。

今後、本稿での成果を踏まえ、整備事業に焦点をあわせて、景観 保全の事業面での展開と各事業が一体となって進められた景観整備 の特徴については次稿で報告したい。

注

- 注1) 韓国の文化財庁による公式名は順天・楽安邑城(スンチョン・ナガンウブソン)である。
- 注2) 楽安邑城は、「国指定基準」では最初に歴史的集落として指定された。 「地方自治体基準」では、慶尚北道(「道」は日本の県に相当)の安東 河回村が1980年に道民俗資料として最初に指定された。
- 注3) 「歴史的集落」の用語の使用に関して、1990 年代まではテーマパークを 想定した「民俗マウル」や「伝統マウル」が混用されていた。2000 年 代から韓国の文化財庁により「歴史マウル」と表記されており、本研 究では「歴史的集落」と表記する。
- 注4) 重要民俗資料は、衣食住・生業・信仰・年中行事などに関する風俗や慣習とそれに伴う衣服・家屋などであり、国民の生活の変化を理解するために必要なものである。文化財保護法・第2章・第1節8条では、文化財庁長は文化財委員会の審議を経て民俗資料の中で重要なものを重要民俗資料として指定することができる。また、文化財保護法で定義する文化財はその性格により「有形文化財」・「無形文化財」・「記念物」・「民俗資料」の4種類に区分されている(文化財保護法第2条第1項)。また、文化財は行政主体(指定権者)による指定可否で「指定文化財」と「非指定文化財」に区分される。
- 注5) セマウル運動は、勤勉・自助・協同の基本的な精神と実践を汎国民的・ 汎国家的に推進し、国家発展を促進することを目的に実行された運動 である。1970 年 10 月から 1971 年 6 月まで冬の農閑期を利用して全国 の 3 万 3267 箇所の里・洞にセメント 335 袋 (1 袋 40kg) を無償で支給 し、里・洞の開発委員会を中心に各自の環境改善事業を住民共同で推 進するようにし、藁葺からスレート葺への葺き替えや、塀の補修や村 の進入路整備などの環境整備が行われた。同運動は、政府の絶対的な 支援により全国に拡大され、単純な農村開発事業だけでなく、韓国社 会全体の近代化運動に拡大・発展した。
- 注6) 筆者らは、韓国の歴史的集落の景観保全政策に関する概況(参考文献7) 及び慶尚北道の河回村の景観及び社会構造とその動向については別途 研究報告(参考文献6)している。
- 注7) 2012 年 10 月の本調査は、山崎寿一、朴延の他、金斗煥、張京花、ロハスリンダ、比奈本洋太、横山泰、里中俊裕、山田知奈が参加した。その成果(調査結果の概要)は、2013 年度の日本建築学会近畿支部報告会に発表している(参考文献 2~6 参照)。
- 注8) 2000 年代に入ってから、乱開発が社会的問題になり、韓国政府は「先計画」「後開発」という政策を目標とし、既存の都市計画法 (1962 年1月20日制定) と国土利用管理法 (1972 年12月30日制定) が統合され、「国土計画法」が 2002 年2月4日に制定された。同法は都市地域と農村地域が統合されるなど国土を一律的に捉えることが可能になり、非都市地域に都市計画法を適用したことが特徴である。また、本稿での楽安邑城と他集落との差異として、文化資源保存地区など用途地区(注9) に基づいて全集落が管理されているようにみえるが、楽安邑城はそれに加えて都市計画法による都市地域(住居地域)としての二重の厳しい規制がなされているところが大きな差異である。
- 注9) 「楽安都市計画再整備(2002年3月)」(参考文献19)では、楽安邑城における都市計画の内容が示されている。その内容は3つに分類されている。

まず、国レベルの国土総合計画(基本目標:均衡国土・緑国土・開放国土・統一国土)がある。次に、県レベルの全羅南道総合計画(基本目標:福祉・海洋・新産業・緑・開放)、さらに、市レベルの順天都市基本計画(基本目標:環境にやさしい都市・教育と文化の中心都市)がある。順天市基本計画の中に、楽安面基本計画区域(方針:民俗および伝統の保全と文化芸術の暢達)があり、その土地利用の概念として、楽安邑城(保護区域)を中心とした生産・集落・遺跡・余暇空間に区分し、観光客の利便提供・観光産業育成、宿泊型の観光資源としての育成を目指した土地利用を計画していることが記述されており、歴史的集落としての都市計画区域指定であることが分かる。

- 注10) 用途地区とは、土地の利用及び建築物の用途・建蔵率・容積率・高度 などに対する用途地域の制限を強化または緩和適用するものである。 用途地域の機能を増進する制度であり、景観や安全などを図るために 都市計画で決定される地区を示す。
- 注11) 里は、韓国の行政区域であり、行政里と法定里に分けられる。日本の行政区域である市区町村は韓国では、「市・郡・区(日本の市・区に相当する)」、「邑・面・洞(日本の町に相当する)」、「統・里(日本の村に相当する)」であり、その下位に「班」がある。行政里は都市地域の「統」と対等な行政区域であり、里長がその行政里を代表する。法定里は法律で定められた伝統的名称である。
- 注12) 楽安郡の沿革・地理・戸数など諸般事項を詳細に記録した書籍
- 注13) 「国土の計画および利用に関する法律施行令(2012年4月改定)」の第7 6条(保存地区内での建築制限)によると、その歴史文化環境保存地区 の概要を示しており、「文化財保護法」の適用を受ける文化財を直接管 理・保護するため、建築物と文化的にも保存価値が大きい地域の保護 および保存において、阻害しない建築物であり都市計画条例(市・郡レ ベル)が定めるものであることが示されている。
- 注14) しかし、2010 年に国土交通部・文化財庁により定められた歴史文化環境保存地域を話題に、2012 年 8 月文化財庁により主催された「歴史文化環境保全地域の体系的管理方案」の討論会では、地域・地区・区域体系が明確にされていないことが指摘されているなど、現段階では用語の統一性が不足しているなど、問題点を抱えている。
- 注15) 国家支援地方道は、韓国の地方道の中で主要都市、空港、港湾、産業団地、観光地などの主要交通誘発施設の地域を連結する、高速国道と一般国道で構成された国の基幹道路網を補助する道路である。
- 注16) 順天市・韓国民俗学会により作成された行政レポート (参考文献 17) の第3章「社会的背景」では、産業面についての記述されており、その内容として、楽安邑城の住民の生業は、農業が76%・商業が12%・公務員や会社員が7%・その他が5%であり、農業に勤める住民は城外の米・麦・キュウリ・苺・梨などを栽培していることが記述されている。また、楽安面の農業従業者のほとんどは自作農である。一部が他者の水田を借りて農業を行う場合もあるものの自作農が大多数を占めている。高齢化が進んでおり、委託で農業を行う場合もある。さらに、楽安面では二毛作を行う。米を収穫すると麦を播種する。さらに、順天市の2011年統計年報によると、楽安面の米の収穫量(2010年基準)は540,800kgであり、順天市の11つの面の内上位3番目であった。麦は2,147kgであることが記載されている。
- 注17) 1970 年代は2つの種類の緑地地域(生産緑地地域・自然緑地地域)であったものが現在は保存緑地地域が追加され3種類で区分されている。
- 注18) 法理上、都市地域(都市計画区域)では都市計画法が文化財保護法より上位である。しかし、楽安邑城の実際適用上、面(日本の町)レベルの都市計画であるため、国の文化財保護法が優先されると見られる。財政支援を受けることが難しい地方自治団体は国家の支援(楽安邑城の場合、文化財保護の支援金など)を受けるために自ら上位法(都市計画法)であることを諦めたと解釈できる(文化財保護法優先)。
- 注19) 用途地域の住居地域の中のひとつ。第 1 種は低層を中心とした住居地域(建蔵率60%以下・容積率100%以上200%以下)、第2種は中層を中心とした住居地域(建蔵率60%以下・容積率150以上250%以下)。
- 注20) 絶対農地は韓国の農地法上の用語であり、公共による投資により造成された農地、農業基盤が整備された農地など農林部長官が指定する農地を言う。絶対農地は農地の転用を規制し、農地の減少を防ぐなど農地の保全が指定目的である。
- 注21) 文化財保護法 (2014年1月28日改定)、第11章 (補則)・第87条 (他法律 との関係)・第3項によると、国家指定文化財また市・道指定文化財に 指定された、保護物または保護区域に指定・告示された地域が「国土 の計画及び利用に関する法律」第6条第1号による都市地域に属する場合に同法第37条第1項第6号 (用途地区) による保存地区に指定・告示されたものとみる。
- 注22) 事業費は、1984 年から 2012 年まで楽安邑城の文化財保護区域内の民 家、城郭、城門、外堀、橋の復元や排水路、藁葺きの補修など、復元

及び環境整備に使用された総所要事業費を示す。

参考文献

- 1) 朴延・山崎寿一:韓国歴史的集落・順天市楽安邑城における土地利用の変遷と環境整備 一邑城・里の伝統的空間構造と保存指定後の変容・管理 実態 に着目 してー ,日本都市計画学会学術研究論文集,Vol. 49, No. 3, pp. 279~284, 2014. 11
- 2) 朴延・山崎寿一・金斗煥・比奈本洋太・横山泰・里中俊裕:歴史的集落 環境における空間構成の変化に関する考察 - 韓国「順天・楽安邑城」 歴史的集落環境の研究—その1-,平成25年度日本建築学会近畿支部研 究発表会.計画系, Vol. 53, pp. 333~336, 2013.06
- 3) 里中俊祐・朴延・山崎寿一・金斗煥・比奈本洋太・横山泰:歴史的集落 環境における土地利用の変遷とその実態 - 韓国「順天・楽安邑城」歴 史的集落環境の研究―その2-,平成25年度日本建築学会近畿支部研究 発表会.計画系, Vol. 53, pp. 337~340, 2013. 06
- 4) 比奈本洋太・山崎寿一・朴延・金斗煥・比奈本洋太・里中俊祐:観光地 化の影響を受ける復元住宅の利用実態 - 韓国「順天・楽安邑城」歴史 的集落環境の研究―その3-,平成25年度日本建築学会近畿支部研究発 表会:計画系, Vol. 53, pp. 341-344, 2013. 06
- 5) 横山泰・山崎寿一・朴延・比奈本洋太・横山泰・里中俊祐:住民の生業 からみた歴史的集落環境の活用 - 韓国「順天・楽安邑城」歴史的集落 環境の研究―その 4-,平成 25 年度日本建築学会近畿支部研究発表会. 計画系, Vol. 53, pp. 345~348, 2013.06
- 6) 金斗煥・山崎寿一・朴延・比奈本洋太・横山泰・里中俊祐: 世帯の居住 動向からみる環境保全の課題 - 韓国「順天・楽安邑城」歴史的集落環 境の研究―その 5-, 平成 25 年度日本建築学会近畿支部研究発表会. 計 画系, Vol. 53, pp. 349~352, 2013. 06
- 7) 朴延・山崎寿一: 歴史的環境保護制度からみた韓国世界遺産・河回村の 景観保全に関する考察,日本建築学会住宅系研究報告会論文 集, Vol. 8. pp. 65~74, 2012. 11
- 8) 朴延・山崎寿一: A Study on the Historical Village Landscape Conservation of World Heritage Andong Hahoe Village in Korea,第 9回アジア建築交流国際シンポジウム (ISAIA),2012.10
- 8) 金純一: 역사적환경의 보존에 관한 연구 -하회마을의 보존을 중심으로- (日本語訳: 歴史的環境の保存に関する研究-河回村の 保存を中心に一),韓国建築歴史学会, Vol. 2, No. 1, 1993.6
- 9) 姜東辰: 지속가능한 전통마을의 유지와 관리방법론의 개발 -한국과 일본의 비교연구- (日本語訳:持続可能な伝統的集落の 維持と管理方法論の開発 - 韓国と日本の比較研究-), 韓国造園学会誌 Vol. 29, No, 5, 2001. 12
- 10) 孫鏞勳: 안동하회마을과 일본 시라카와오기마찌마을의 역사경관관리 비교 연구 (日本語訳:安東河回村と日本白川荻町の歴史景観管理の 比較研究),ソウル大学環境大学院造園学科修士学位論,2003.02
- 11) 徐旺佑・韓三建: 国史跡邑城における城壁の復元と整備に関する考察 -韓国における史跡の保存整備の動向と特徴に関する研究 その 1-,日本 建築学会計画系論文集, Vol. 73, No. 630, pp. 1839~1845, 2008. 08
- 12) 韓忠漢:楽安邑城民俗マウルの住空間変容と保全に関する研究(日本語 訳),朝鮮大学校大学院博士学位論文,2006.10
- 13) Jang, Min-Young・Lee, Myeong-Hun: 문화재 보전과 도시계획 연계를 통한 역사문화환경 관리방안 연구 -가나자와시와 서울시 종로구의 비교- (日本語訳:文化財保全と都市計画連携を通した歴史的文化環境の管理法案の研究 一金沢市とソウル鍾路区の比較),大韓国土・都市計画学会誌「国土計画」, Vol. 46, No. 1, 2011. 02
- 14) 渋谷鎮明:朝鮮半島における地理観と集落の空間構成―風水地理説と儒教的秩序の影響を中心に―,名古屋大学大学院,1995.03
- 15) 田中秀樹・土田充義・晴永知之:韓国楽安邑城村の住宅について (アジア文化圏の民家と集住形態に関する研究 22),日本建築学会九州支部研究報告.計画系,Vol. 38, pp. 485~488, 1999. 03
- 16) 韓国建築歴史学会: 한국건축답사수첩 (日本語訳: 韓国建築踏査手帳) 、2006.10
- 17) 順天市・韓国民俗学会: 낙안읍성의 삶과 앎 (日本語訳:楽安邑城の暮らしと知恵),2011.02
- 18) 昇州郡:楽安都市計画決定および地籍告示承認調書, 1978
- 19) 順天市: 楽安都市計画再整備, 2002. 03
- 20) 昇州郡:楽安邑城民俗マウル細部現況総合調査報告書第1巻,現況調査 分析および計画案,1985,07
- 21) 昇州郡:楽安邑城民俗マウル細部現況総合調査報告書第2巻,現況調査 図版集,1985.07

A STUDY ON HISTORIC LANDSCAPE CONSERVATION AT NAGAN EUPSUNG IN SUNCHEON KOREA

Focusing on the relationship between cultural heritage protection and related system of urban planning

Yon PARK* and Juichi YAMAZAKI**

* Ph. D, Graduate School of Engineering, Kobe Univ.

** Prof. Dept. of Architecture, Graduate School of Engineering, Kobe Univ., Dr. Eng.

Nagan Eupsung, which is located in Suncheon City, Jeollanam-do, South Korea, is the first historic village specified by the Law for the Protection of Cultural Properties. Compared to Japan, a lot of village traditional landscape in the rural modernization policy, including the "Saemaul Movement" in 1970 and ravages from the Korean War. The number of villages that maintain the historic landscape is extremely small.

In this study, Landscape conservation study on the historic village of South Korea is conducted, in order to organize the deployment of urban and cultural heritage protection since 1970s and to clarify the actual condition of the preservation of historic area of Nagan Eupsung. In addition, the preservation of historic area of Nagan Eupsung is analyzed as a representative of Korea, as a significance of the transformation on historic village landscape conservation policy, based on previous studies of Japan and Korea.

Nagan Eupsung is located in the center of the south coast of South Korea, and in the west of the Suncheon City. It is located in the terrain of the inland basin surrounded by mountains on four sides, and 6km adjacent to the sea. It appears as one village viewed from the village form; however, it is structured by three villages: Dongnae-ri, Namnae-ri, and Seonae-ri.

Transformation of the urban planning is analyzed as follows.

The city development plan of the surface location can be understood from the "Urban Planning of 1978". The center of the village is planned as a commercial area, and the road development, zoning, and color-coded are drawn as a general center village.

The biggest transformation can be seen from the "Urban Planning of 1985". The development was carried out mainly as a cultural heritage restoration of the country. Based on the urban map of 1985, the historic village protection is corresponding to the action plan of the urban planning for the tourism resources. The system of focusing on the preservation and restoration has became the characteristic.

In addition, in the "Urban Planning after 2002", areas protected by the "Law for the Protection of Existing cultural Properties" (within 50m from the wall) was expanded from the outline of the Cultural Property Protected Areas to 500m, based on the relation of the urban planning system.

Based on the result of this study and focusing on the development projects, the landscape development characteristics based on the evolution of landscape conservation project will be clarified in the future study.

(2014年7月10日原稿受理, 2015年3月13日採用決定)